



燃料価格高騰の影響を受ける交通事業者に対し、運行体制の維持・確保のため、令和4年度に続き高騰の影響を緩和する支援金を交付しようとするもの。

1 支援対象とする事業者

令和5年4月1日時点で道路運送法第4条の許可を受けた以下の事業を営み、市内に本店又は営業所を持つ法人。

燃料高騰の長期化を鑑み、今回の第2弾ではタクシー事業者を対象に加えた。

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス）
- ② 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）
- ③ 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）

※岩手県バス協会又は北上地区タクシー業協同組合に加盟していること。

バス事業者 6社 / タクシー事業者 11社

2 支援方法

公共交通の維持を支援するため、対象事業者の申請により「令和5年度北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金」を交付する。

（支援金額）

- ① 4万円×乗車定員11名以上の車両数（バス）
- ② 2万円×乗車定員10名以下の車両数（タクシー）

※市内に配置している車両が対象

※1台当たりの支援金額は、県が実施しているバス・タクシー事業者向けの燃料価格高騰対策事業と同額とする

3 必要経費試算

事業者	試算額
バス事業者 6社	3,600千円
タクシー事業者 11社	3,520千円

※ 事業者からの聞き取りに基づき試算。

4 申請期間・方法(案)

【申請期間】

令和5年6月上旬～7月末 申請受付・交付 を想定

【申請方法】

以下の書類を準備し、都市再生推進課交通政策係へ申請

- ・令和5年度北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付申請書
- ・事業の許可を受けたことを証する書類の写し
- ・市内に配置するバス・タクシーの台数を確認できる書類の写し

5 スケジュール

5月11日 臨時議会（補正予算）

6月～7月 申請受付・交付